

1. 施設の概要

- (1) 施設名 : 介護老人保健施設 若葉が丘
- (2) 開設年月日 : 平成14年4月1日
- (3) 所在地 : 神奈川県横浜市都筑区川和町2674-1
- (4) 電話番号 : 045-948-1281
- (5) F A X : 045-948-1282
- (6) ホームページ : <http://www.e-wakaba.jp/>
- (7) 管理者名 : 中山道弘
- (8) 指定事業者番号 : 1453880036
- (9) 法人名 : 医療法人社団 若葉会
- (10) 代表者 : 中野和嘉
- (11) 法人事業 : ・つづき病院
・介護老人保健施設 若葉が丘
・つづき訪問看護ステーション
・居宅介護支援事業所 わかば
- (12) 施設サービス : ・介護老人保健施設 (入所)
・(予防) 短期入所療養介護
・(予防) 通所リハビリテーション
・(予防) 訪問リハビリテーション

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保険サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援することを目的とした施設です。また、定期的に職員研修を行い職員の質の向上に努めます。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3. 短期入所療養介護 (予防) サービス

当施設でのサービスは、要介護者の、ご家庭での生活を継続させるために立案された介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただきます。この計画は、ご利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご利用者様、ご家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- (1) 医療 : 介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので、ご利用者様の状態に照らし合わせて適切な医療、看護を行います。
- (2) 介護 : 施設サービス計画に基づいて実施します。
- (3) 機能訓練 : 原則として機能訓練室にて行いますが、施設内すべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待した活動となります。
- (4) 生活サービス : 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者様の立場になって運営しています。

4. 施設の職員体制

令和6年4月1日現在

	常 勤	非 常 勤	夜 勤
医師	1		
介護支援専門員	2		
薬剤師		1 (兼務)	
支援相談員	2		
理学療法士	3		
作業療法士	4	1	
言語聴覚士	1		
管理栄養士	1		
看護職員	7	5	1
介護職員	30	5	4
事務職員	2	1	1

5. 定員等

- (1) 入所定員 100名
- (2) 療養室 多床室(4人室) 21室
2人室 5室
従来型個室(1人室) 6室(うち一般棟2室・認知棟4室)
- (3) 通所定員 30名

6. サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション計画の立案
- (4) 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- (5) 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- (6) 食事(原則として、食堂でおとりいただきます。)
- ・朝食 8:00~9:00
 - ・昼食 12:00~13:00
 - ・おやつ 15:00~15:30
 - ・夕食 18:00~19:00
- (7) 入浴 (一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。入所ご利用様は、身体状況に応じて、週に2回以上ご利用いただきます。但し、ご利用様の身体状況に応じて清拭となる場合があります。)
- (8) 送迎
- (9) 医学的管理・看護
- (10) 介護 (退所時の支援も行います。)
- (11) 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
- (12) 相談援助サービス
- (13) 理美容サービス

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいております。

名称 : つづき病院
住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-83
電話 : 045-941-3380

◇ 緊急時の連絡先

緊急時の場合には、「同意書」のご記入いただきました連絡先にご連絡いたします。

名称 : 川和歯科
住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 958
電話 : 045-932-8181

8. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 面会時間 10:00から20:00です。
尚、感染症の流行時期や災害時には面会を制限する事があります。
- (2) 外出・外泊 届け出用紙にご記入をお願いいたします。
- (3) 喫煙 館内は全館禁煙です。
- (4) 外泊時施設外での受診 受診が必要となった場合には、ご連絡ください。
- (5) 貴重品の管理について 現金・貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。
万が一、紛失・故障・破損・盗難等の事故がございましたも、施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。(現金は1万円程度、お小遣いとしてお預かりいたしますが、それ以外の現金はお持ちにならないでください)

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記の行為を禁止いたしております。

- (1) ペットの持ち込み
- (2) 営利行為
- (3) 宗教の勧誘
- (4) 特定の政治活動
- (5) 職員に対する暴言・脅迫・強要などのカスタマーハラスメント
- (6) その他、良好な療養生活を送るのに妨げとなるような事項等

10. 非常災害対策

- (1) 防災設備
・スプリンクラー ・消火器 ・消火栓
- (2) 防災訓練
- (3) 館内施設セキュリティー

11. 事故発生時の対応

- (1) 当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにご利用者様のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につきご利用者様の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

12. 秘密の保持及び個人情報の保護

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者様又はご家族様に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設はご利用者様及びご家族様から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への

- 情報提供、或いは、適切な在宅療養のための医療機関等への診療情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会。なお、この場合ご利用者様個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

1 3. 要望または苦情申立先

当事業に関する苦情等の窓口

介護老人保健施設 若葉が丘

- ・ 支援相談員

責任者： 管理者：中山 道弘

住所 〒224-0057 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-1

電話 045-948-1281 FAX 045-948-1282

都筑区高齢・障害支援課

住所 〒224-8790 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話 045-948-2306

横浜市健康福祉局高齢施設課

住所 〒231-0017 神奈川県横浜市中区港町 6-50-10 市庁舎 16階

電話 045-671-3923 FAX 045-641-6408

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

住所 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27-1

電話 045-329-3447 FAX 045-317-9959

1 4. 保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用者様の介護保険証・その他保険証一式を確認させていただきます。

1 5. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料 別紙料金表をご参照ください。

なお、食事の料金は1食ごとになります。(別紙料金表参照)

- ② 加算料金

基本料金の他に加算料金がございます。

詳細は別紙をご覧ください。なお、ご不明な点は相談員、事務職員等にお尋ねください。

- ③ 日用品費

日用品リースをご利用いただけます。ご希望の方はお申し出ください。

詳細は別紙をご参照ください。なお、ご不明な点は相談員、事務職員等にお尋ねください。

- ④ 教養娯楽費 150円/日

レクリエーション等で使用する折り紙・粘土等の材料、ビデオソフト等やレクリエーション活動維持の費用であり、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます。ご希望の方はお申し出ください。

(2) その他の料金 (1日あたり)

① 特別室利用料

- ・従来型個室<2階のみ> 4,000円 (税込み 4,400円)
- ・2人部屋 <2階のみ> 2,000円 (税込み 2,200円)

② 理美容費 実費

16. 第三者評価の実施状況

当施設は「介護サービス情報の公表」制度による調査を受けていますが、それ以外の第三者評価は受けておりません。

17. 感染症対策

当施設は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

- 2 ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 4 当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ② 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
 - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練(シュミレーション)を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います
- 5 前項の通り、当施設は感染予防に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生を完全に防ぐ事はできません。感染症発生時には協力医療機関と連携し、都筑区保健センターや横浜市に報告し助言をもらいながら感染拡大防止に努めます。

18. 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策をおこないます。

ハラスメントに対する相談窓口：衛生管理委員会

20. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと

- する。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 1. ICT 機器・介護ロボットの導入

当施設は、介護職員の負担の軽減および利用者により快適な施設生活が送れるよう、次の ICT 機器・介護ロボットを導入しており使用しており、利用者様の状態等に合わせて適宜使用いたします。ただし、利用者または代理人から使用の中止の要望があれば使用を中止させていただきます。

- ・見守りケアシステム内蔵ベッド（フランスベッド製）
- ・寝返り支援ベッド（フランスベッド製）
- ・シルエット見守りセンサー（キング通信製）
- ・aams 見守り支援マット（バイオシルバー製）

2 2. ご家族様への施設からの連絡

施設からの連絡は緊急時を除き原則、身元引受人（主介護者様）のみにご連絡を差し上げます。

2 3. その他

施設内で感染症が発生している場合には、当初予定していた、入所日や退所日が変更や中止になる場合があります。

付則 この重要事項は令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。